

「太陽光発電設備からの電力受給に関する契約要綱」の変更について

当社は、北海道電力ネットワーク株式会社の託送供給等約款の見直しに伴い、発電側課金制度が開始されること等を踏まえ、2024年4月から「太陽光発電設備からの電力受給に関する契約要綱（以下、「契約要綱」といいます。）」を変更いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

主な変更点は以下の通りです。

項番	項目	変更の概要
3	定義	系統連系受電契約に関する用語の定義を追加。
6	受電側接続検討および受給契約の申込み	受給契約を申込みされる際の系統連系受電契約に関する同意事項を追加。
13	料金等	料金算定時における系統連系受電サービス料金等の取扱いを追加。
28	受給契約の解約等	系統連系受電契約が解約された場合の取扱いを追加。
33	受給契約に関する情報の取扱い	系統連系受電契約に必要な電力受給契約等に関する情報の取扱いを追加。
附則4	系統連系受電契約の締結に関する特別措置	契約要綱の変更以前に電力受給契約を締結している場合における、系統連系受電契約の取扱いを追加。

以上